

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年12月21日

【会社名】 武田薬品工業株式会社

【英訳名】 Takeda Pharmaceutical Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO クリストフ ウェバー

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区道修町四丁目1番1号
(上記は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当なし

【事務連絡者氏名】 該当なし

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町二丁目1番1号
(武田薬品工業株式会社武田グローバル本社)

【電話番号】 東京(3278)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 グローバルファイナンス グループファイナンス&コントローリング
連結会計ヘッド 竹田 徳正

【縦覧に供する場所】 武田薬品工業株式会社武田グローバル本社
(東京都中央区日本橋本町二丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1【提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、2018年5月8日付で、同日に締結されたブリッジクレジット契約の締結に係る臨時報告書を提出し、また、2018年6月8日付、2018年10月26日付、2018年11月16日付、2018年11月20日付及び2018年12月3日付で金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、2018年12月21日付で、ブリッジクレジット契約の総借入限度額が全て消滅したことになり、ブリッジクレジット契約の締結は、当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象には該当しないこととなりましたので、当該臨時報告書及び訂正報告書を取り下げるものであります。

2【報告内容】

2018年5月8日提出の上記ブリッジクレジット契約に関する臨時報告書並びに2018年6月8日付、2018年10月26日付、2018年11月16日付、2018年11月20日付及び2018年12月3日付の当該臨時報告書に係る訂正報告書全体を取り下げます。

以 上